

報告第18号

令和4年度読谷村下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度読谷村下水道事業会計資金不足比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

令和5年9月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

令和4年度読谷村下水道事業会計資金不足比率報告書

単位：%

	資金不足比率
読谷村	—
経営健全化基準	20.0



読監第19号
令和5年8月29日

読谷村長 石嶺 傳實 殿

読谷村監査委員 知花 むつ子
読谷村監査委員 野原 雅彦



令和4年度読谷村下水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査を求められた令和4年度読谷村下水道事業会計経営健全化判断比率について、経営健全化審査意見書を提出します。

令和4年度読谷村下水道事業会計経営健全化審査意見書

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20.0%

※資金不足がない場合は「—」と表記する。

(2) 個別意見

資金不足比率はマイナス 148.39%で下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 204.84%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため令和5年度に償還する企業債の予定額を流動負債から差引しないで計算すると実質流動比率は 91.88%となる。

したがって、実質的な資金不足比率は 25.61% (不足額 1,816 万円) となり、経営健全化基準の 20.0%を超えている。

(3) 是正改善を要する事項

公営企業会計を導入して3年が経過したが、実質的な資金不足比率が経営健全化基準の 20%を超えている。

その原因として、工事費未払金が約 8,776 万円計上されていること等があげられる。

今後の下水道事業の運営状況を鑑みると実質的な資金不足比率が悪化することが予想されるため、より具体的な改善策を検討していくことが望まれる。